

令和5年白浜町議会第1回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和5年3月10日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和5年3月10日 10時00分

1. 閉 議 令和5年3月10日 10時56分

1. 延 会 令和5年3月10日 10時56分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
11番	黒 田 武 士	12番	辻 成 紀

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 濱 口 伊佐夫 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤 誠	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	久 保 道 典
総 務 課 長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民 生 課 長	中 本 敏 也	住 民 保 健 課 長	泉 芳 明

生活環境課長	榎本	崇広	観光課長	新田	将史
建設課長	玉置	康仁	上下水道課長	清水	寿重
地域防災課長	木村	晋	消防長	濱田	孝
教育委員会					
教育次長	廣畑	康雄	総務課副課長	山口	和哉

1. 議事日程

- | | | |
|---------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 白浜町報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 白浜町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 白浜町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 白浜町個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和4年度白浜町一般会計補正予算（第10号）議定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）議定について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和4年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和4年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について |
| 日程第15 | 議案第25号 | 白浜町の辺地（川添辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第16 | 議案第26号 | 白浜町の辺地（椿辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 追加日程第17 | 報告第1号 | 専決処分の報告について |
| 追加日程第18 | 議案第27号 | 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について |

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第14、追加日程第17、追加日程第18

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和5年第1回定例会3日目を開会します。

開議に先立ち諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第1号 白浜町報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長

日程第1 議案第1号 白浜町報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(2) 日程第2 議案第2号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第2 議案第2号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(3) 日程第3 議案第3号 白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第3 議案第3号 白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第4 議案第4号 白浜町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第4 議案第4号 白浜町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第5号 白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第5 議案第5号 白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第6号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第6 議案第6号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第7号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第7号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

8番 水上君

○8 番

この家庭的保育事業については、地域型保育事業で原則ゼロ歳児から2歳児までとされていると思うんです。地域の実情に沿って市町村で定めることができるそうなんですが、何歳まで、例えば3歳までとか。乳幼児ということですから、年齢はどういうふうにされていますか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

原則、家庭的保育事業は、少人数で3歳未満の低年齢を対象とする保育について規定されています。

ただ白浜町については、この家庭的保育事業に該当する事業所がございませんので、今回関係法令が改正されたことに伴い条例改正するものです。特に何歳までというのは規定しておりません。

違います、すみません、3歳未満で原則のとおりです。

○議 長

水上議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

（8）日程第8 議案第8号 白浜町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

○議 長

日程第8 議案第8号 白浜町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

今回、犯罪被害者等基本法にのっとってということで行われていることだったんですけども、犯罪の種類にも軽微なものから重大なものまで様々あると思うんです。例えば、交通事故関係とかもあるんですが、どういうふうな範囲までこれを適用されるつもりかお聞かせください。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

具体的にどのような犯罪行為が対象となるかというご質問でございます。日本国内で発生した刑法等に規定する犯罪で、人の生命または身体を害する罪、またはこれによる心身に有害な影響を及ぼす行為を対象といたしたいと考えております。主なものとして、殺人罪、強盗致傷罪、傷害罪、強制わいせつ罪などが想定されております。交通事故等につきましては、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

この犯罪被害者を救済するという目的で、この中身については見舞金の支給というのが明記されています。条例の内容として、遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円ということで、被害者というのは被害を受けた当事者だけなのか、例えば、家族、例えばお子さんだとか、あとは肉体的な被害者もあれば、また精神的な被害者も出てくると思うんですけども、その辺の判断はどう考えられていますか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

詳細な事項は別に規則で定めませんが、直接の被害に遭われた場合に、死亡された場合はご家族といたしますか、ご遺族のほうに補償される。で、けがをされた場合は本人さんのほうに補助されるように考えております。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

例えばその外傷的なもの、外から見て分かるものについて言えば、今おっしゃったような形で分かると思うんですけども、例えば精神的なもので、PTSDだったりとか心的ストレス障害みたいな関係のところになってみれば、なかなか外からは分かりにくい部分もあると思うんですけども、そういう方々も対象となりますか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

相談に応じる対象でございますけれども、基本的に見舞金の支給対象にはならないと考えています。ただ、場合によって判断されることとなりますので、その辺は慎重に見舞金の支給のほうを考えていきたいと思っています。

○議 長
2番 堅田君

○2 番
見舞金が支給されるという中で、今のところだったらなかなか支給されないというようなことも言われたんですけども、例えばその判断はどなたがされるのか、そういうふうな組織をつくられるのか、教えてもらえますか。

○議 長
番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）
詳細な事項は別に規則で定めたいと思います。民生課だけではなく、庁内の各課、国又は県、警察等々に協議をしまして判断していきたいと考えております。

○議 長
2番 堅田君

○2 番
最後にしますが、例えば性的被害等では表にちょっと出にくいような犯罪もあると思います。そういうところには、やはり身体的にではなくて、先ほどから繰り返しになりますけども、精神的な苦しみを長期間負われて病まれる方もいらっしゃると思うんです。そういう方にもやはりフォローしていただいて、またその方の個人的な情報等の保護についても、合わせて守っていただけるような対応をしていただけるように要望をしておきます。

○議 長
番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）
議員ご指摘のことも含めまして、規則で定めていきたいと考えております。

○議 長
ほかに質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結いたします。採決します。お諮りします。
議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第9号 白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議 長

日程第9 議案第9号 白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

例えばですね、二年、三年ほど前でしたか。ベネッセの会社が持つてある情報が漏れて、漏えいしたと。そこに参加をしておった者に対して、だいたい二月、三月にもなってから賠償ということで、50円だったか、500円だったか、幾らかちょっと忘れまして。ほん微々たるものだったわけですが、賠償がなされました。そういうふうなこと、あるいは最近では、関西電力株式会社だったと思うんですが、関連会社からの顧客情報ですか、閲覧をしたというふうなことがありました。こういうことというのは、やっぱり現にきちんとしていかなあかんと思うんです。そこで、自治体業務の統一を国は目指しておるわけですけども、そういう中で集約され、ガバメントクラウドというんですか、これに登録をされた情報がですね、政府はアマゾンとかグーグルとこの契約をしました。こうしたことで、個人情報を守られるのかというふうなこと、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

今回の個人情報の保護に関する法律の改正、この趣旨につきましては、民間を対象とした個人情報保護法、それから国の公的部門を対象とした行政機関個人情報保護法、それと独立行政法人個人情報保護法の三つの法律を一つの法律に統合するとともに、地方公共団体、白浜町もそうですけども、ここの個人情報保護制度、白浜町では条例を制定しておりますが、これについても統合後の法律において全国的なルールを想定しまして、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するものでございます。このことから、白浜町におきましても、法の適用を受けることとなったため、現行の個人情報保護条例を廃止いたしまして、法の施行のための条例、白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することとなったわけでございます。

申し上げましたように民間を対象とした全ての民間事業者、それから国の公的機関、また独立行政法人、また地方公共団体、これらが全て同じルールでこの条例に従っていくといたしますか、それ以外で、町が独自に制定しなければならないルールもございましたので、今回は白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の上程をさせていただきました。

漏れる云々というのは、ちょっとここではそういうふうなことは想定しておりませんので、答弁のほうは控えさせていただきたいと思います。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

やっぱり国は地方分権と言いながら、そういうふうに中央集権をしていく、いろんな情報を中央に集めていくというふうなことがあると思います。やっぱり、地方自治というのは何なのかを我々も考えてみらなあかんのと違うのかなと思うので、そういう質問をさせてもらったんです。国が、やっぱり法律ができるんで、それに従っていかんなんということも分かるんですが、やっぱり異議あることには異議ありということをしていただかないとあかんように思ったんで、質疑をさせていただきました。

○議 長

8番 水上君

○8 番

条例の第2条第2項に実施機関で書いているんですが、例えば指定管理者とか民生委員さんとか一部事務組合というのをも併せて対象になるのかお尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

定義といたしましては、こちらの第2条に書かれている機関等が対象となるというふうには認識しております。その中で附属機関等々については、対象になるのかなというふうには考えてございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

分かりました。まだ今後制定することもあると、附属機関については明記することもあると。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

そういった細かい部分については規則であるとか要綱であるとか、その辺りでの規定になると思います。条例ではこの形で条例制定というふうにご考えてございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

この条例の中に白浜町個人情報保護審査会というのが上がっていますがけれども、この構成とそれから人数っていうのかな、それも教えてください。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

すみません、構成ともう一つ何ておっしゃられた…人数…。人数は5名、構成といいますか、今現在、個人情報保護審査会のメンバーにそのままお願いするような形になります。それについても明記されております。そちらも5人というのは変わりませんし、メンバーもそのままでございます。

○議 長
8番 水上君

○8 番
差し障りなければ、どういう方の構成になっているのか。団体の長であるとか、そうじゃなくて有識者をお願いしているであるとか、そういう構成は分かりませんか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）
すみません、有識者等は入っておるんですけども、構成まではちょっと今資料ございませんで、すぐに答弁させていただきます。

○議 長
6番 横畑君

○6 番
個人情報保護法に関しては、2,000個問題とかいろいろあったと思うんですけども、どの程度まで解決されて、こういう背景に至っているのかなということをちょっと教えていただけたらと、お願いします。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）
今おっしゃられた2,000個問題を解決するのに全ての自治体であるとか、国の機関であるとか、後は独立行政法人ですか、そういった形で一本化すると。2,000個問題というのは様々な個人情報の条例的なものがあるということで、それを一本にするということで、それで2,000個問題を解決していくというふうな形で条例を制定するというふうにご考えております。

○議 長
6番 横畑君

○6 番
今まで自治体のほうで守ってきたものっていうのがあると思うんですけども、今後そういう危惧されるものっていうのは、統一されることによって心配とかはないんでしょうか。その辺どうでしょう。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）
全ての地方公共団体、自治体がこの法律に沿って施行されていきますので、そういった問題は特に考えてはないんです。

以上です。

○議 長
ほかに質疑ございませんか。
答弁漏れがあるということです。
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

先ほどの水上議員からのご質問ですけれども、これまで経験のある有識者ということで各団体とかそういう会長であるとかそういう方の委嘱ではございません。これまで経験を積んでいただいております有識者というんですかね、これまでも個人情報について、非常に、何て言うんですかね、個人情報の関係で深い知識を持たれた方、そういう方5人を選任しておるといふ形になってございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

今ご説明いただきましたが、経験のあるというのはちょっと分かりにくいんですが、今実際に委員として任命して活動していただいている方ですよ。そのまんまこの条例の中にその方々が入っていくということなんですよね、それこそ個人情報ですからお名前は聞きませんけれども、また経験のある方という説明はすごく分かりにくいので、どうでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

各種のいろいろな機関のほうで行政経験をお持ちの方というふうに訂正させていただきます。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

○議 長

5番 廣畑君（登壇）

○5 番

それでは、反対討論をさせていただきます。

議案第9号に対して反対討論を行います。

白浜町の個人情報保護条例は、個人情報個人のものであることを十分理解した上で、条例の目的を基本的人権の擁護にあるとしていました。しかし、一昨年5月12日に国会で可決、成立した個人情報保護法は国や地方自治体が保有する個人情報の利活用を最大の目的としつつ、個人情報を法律の範囲内で個人の権益を保護するものに考え方を変えてしまいました。白浜町の個人情報保護条例は、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、そのほか不当な差別、偏見、そのほか不利益が生じないよう、取扱いに特に配慮を要する要配慮個人情報を取得しないことになっていましたが、個人情報保護法は取得制限を設けず、要配慮個人情報を法律の範囲内で活用することになりました。さらに白浜町の個人情報保護条例は、個人情報のオンライン結合を収集した理由との関係で、目的外

使用になるとして結合してはならないことになっていましたが、個人情報保護法はオンライン結合には一切制限を設けず、まさにこの点を最大の目的として結合し、利活用することになりました。

法の施行は、地方自治体の条例が築いてきた優れた到達点をリセットさせようとするものです。また、地方自治体が保有する個人情報は2025年までに自治体業務の統一、標準化を目指す中で集約され、ガバメントクラウドに登録され、この実現のために日本政府は、アメリカのAmazonとGoogleと契約しました。地方自治体の膨大な個人情報はアメリカの企業によって管理されます。また、重大なのは、アメリカの諜報機関がデータの提供を求めたら、米国企業は世界のどこにデータがあっても提出しなければならないという法律があります。国内の企業に提供するものは、匿名加工情報であり、ビッグデータの利活用にとどまりますが、日本の自治体の個人情報はアメリカ政府には生のまま提出されることになります。これは許しがたいことではないでしょうか。

マイナンバーカードは健康保険証と結合され、運転免許証や大学の学生証、在留カードへと活用が拡大される計画の中にあります。さらに日本政府は全ての預金口座や国税、年金とのひもづけも視野に入れて動いています。マイナンバーカードはひもづけが拡大すればするほど、セキュリティ上の課題が増大し、情報漏えいは避けがたくなります。自治体外部での活用が強まれば、情報漏えいの危険が増大するのは明らかです。マイナンバーカードの動きと個人情報保護とは深くリンクしていると言わなければなりません。個人情報は個人のもので、地方自治体はこのことを自覚し、個人情報を守ることによって基本的人権を守り、個人の尊厳を守る、そういう責任があります。地方分権によって、国と地方は対等になりました。地方分権の精神を発揮し、個人情報を保護するために、地方自治体の使命を十分果たすことを求めて反対討論とします。

○議 長

次に、総務課長 寺脇君より、補足説明の中で訂正があります。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

先ほどの水上議員からのご質問で、一部事務組合等の個人情報はどうするかというところで、私、その後規則等で規定するというお話をさせていただいたわけなんですけども、一部事務組合につきましては、一部事務組合の中でそういったものを定めるということになっておるということで、申し訳ございませんでした。

訂正してお詫び申し上げます。

○議 長

よろしいですか。

次に、賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度、反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度、賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。

これより、議案第9号について採決いたします。

議案第9号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第10号 白浜町個人情報保護審査会条例の制定について

○議 長

日程第10 議案第10号 白浜町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

5番 廣畑君

○5 番

先ほど白浜町個人情報保護審査会について水上議員の質疑もありましたし、やっぱり今までの町の条例が変わって、今度国の法に基づいたこの施行条例になるわけですけれども、その中でやっぱりこの審査会、改編ていうか委員さんはそのままいくよっていうふうなこと書いてありますけれども、法の施行条例の中身が変わる中でやっぱり変質していくというふうなこともあると思うんですが、その辺はいかがですか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外(総務課長)

審査会条例、36ページにあるんですけども、その裏の2ページの経過措置のほうをちょっとご覧いただきたいんですけども、第3項のほうで「町長は、施行日前においても、第4条の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において同条の規定による委嘱を受けたものとみなす。」というふうな形で条例のほうに規定させていただいておりますので、メンバーは同じなんですけども、新しい審査会のメンバーということで、こういう規定をさせていただきました。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

○議 長

5番 廣畑君（登壇）

○5 番

先ほどの議案第9号との関わりで、やはりこの議案第10号につきましては、審査会の性格が全然違ってくると。白浜町の個人情報保護条例と施行条例は全然違うんで、やっぱり中で審査されることが法に基づく審査になってくるので、審査会の委員についてはそのまま経過するという事はいいんですが、白浜町個人情報保護審査会条例については反対ということで、反対討論とします。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長

次に、再度、反対討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長

次に、再度、賛成討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。

これより、議案第10号について採決いたします。

議案第10号について原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

（11）日程第11 議案第11号 令和4年度白浜町一般会計補正予算（第10号）議定 について

○議 長

日程第11 議案第11号 令和4年度白浜町一般会計補正予算（第10号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました

(12) 日程第12 議案第12号 令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号) 議定について

○議 長

日程第12 議案第12号 令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました

(13) 日程第13 議案第13号 令和4年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) 議定について

○議 長

日程第13 議案第13号 令和4年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第13号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました

(14) 日程第14 議案第14号 令和4年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議定について

○議 長

日程第14 議案第14号 令和4年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました

暫時休憩します。

(休憩 10時40分 再開 10時46分)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長より報告を行います。

8番 水上議会運営委員長 水上君(登壇)

○ 8 番

それでは、ただいま休憩中の議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

当局より追加議案 2 件の提出があり、お手元に資料を配布しております。

追加議案 2 件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○ 議 長

報告が終わりました。

当局から 2 件の追加議案の提出がありました。追加議案 2 件については、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

お諮りします。

ただいま当局から提出のありました報告第 1 号及び議案第 27 号を日程に追加し、追加日程第 17、追加日程第 18 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか

(異議なしの声あり)

○ 議 長

異議なしと認めます。

したがって、報告第 1 号及び議案第 27 号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

(15) 追加日程第 17 報告第 1 号 専決処分の報告について

追加日程第 18 議案第 27 号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

○ 議 長

追加日程第 17 報告第 1 号、続いて追加日程第 18 議案第 27 号の 2 件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○ 番 外 (町 長)

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

報告第 1 号 専決処分の報告につきましては、公用車運転中に発生した物損事故に関する損害の賠償について専決処分を行ったので、これを報告するものでございます。

議案第 27 号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 教育次長 廣畑君 (登壇)

○番外（教育次長）

報告第1号 専決処分の報告について、議案書（P. 58～62）に基づき、説明した。

○議長

番外 消防長 濱田君（登壇）

○番外（消防長）

議案第27号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について、議案書（P. 63～66）に基づき、説明した。

○議長

以上で補足説明が終わりました。

お諮りします。審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は3月17日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

議長 正木 秀男は、10時56分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和5年3月10日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員